

■新たな委員会 構成 決まる！

任期の折り返しとなる平成29年第4回定例会が11月30日に開会され、12月20日の最終日に常任委員会や議会運営委員会の各委員と一部事務組合議会議員が新たに決まりました。

■常任委員会

名称	委員長	副委員長	委員	所管部課
総務 (6名)	長島 幸男	村田 春樹	大和田 智弘 小川 賢治 岩本 好夫 植木 弘子	市長公室、企画財政部、総務部、市民生活部、各総合支所、消防本部、会計課、議会事務局、監査委員事務局、他の委員会に属さない事項
文教福祉 (7名)	関口 輝門	鈴木 俊一	荒川 一秀 戸田 見成 藤井 敏生 谷仲 和雄 石井 旭	保健衛生部、福祉部、教育委員会
産業建設 (6名)	幡谷 好文	木村 喜一	野村 武勝 笹目 雄一 大槻 良明 福島 ヤヨヒ	産業経済部、都市建設部、水道局、農業委員会事務局

■議会運営委員会

名称	委員長	副委員長	委員
議会運営	笹目 雄一	長島 幸男	荒川 一秀 関口 輝門 大槻 良明 幡谷 好文 (委員外) 副議長 藤井 敏生

■特別委員会

名称	委員長	副委員長	委員
広報	大槻 良明	谷仲 和雄	小川 賢治 幡谷 好文 石井 旭 植木 弘子 村田 春樹
百里基地・茨城空港対策	笹目 雄一	藤井 敏生	荒川 一秀 関口 輝門 大槻 良明 長島 幸男 石井 旭 植木 弘子 鈴木 俊一 村田 春樹
地方創生まちづくり	岩本 好夫	幡谷 好文	野村 武勝 荒川 一秀 戸田 見成 大和田 智弘 小川 賢治 福島 ヤヨヒ 谷仲 和雄 木村 喜一

■一部事務組合・広域連合

名称	選出議員	加盟市町村	所管
茨城美野里環境	荒川 一秀 木村 喜一 村田 春樹	茨城町、小美玉市（美野里地区）	ごみ処理
霞台厚生施設	荒川 一秀 戸田 見成 石井 旭 植木 弘子	石岡市、かすみがうら市、茨城町 小美玉市（小川・玉里地区）	
茨城地方広域環境	野村 武勝 岩本 好夫 幡谷 好文	水戸市、笠間市、茨城町 小美玉市（美野里地区）	し尿処理
湖北環境衛生	市村 文男 笹目 雄一 鈴木 俊一	土浦市、石岡市、かすみがうら市 小美玉市（小川・玉里地区）	
湖北水道	大和田智弘 小川 賢治 藤井 敏生 長島 幸男	石岡市、小美玉市（玉里地区）	水道
石岡地方斎場	関口 輝門 大槻 良明 福島 ヤヨヒ 谷仲 和雄	石岡市、かすみがうら市、小美玉市	斎場
茨城県後期高齢者医療	市村 文男	茨城県内市町村	医療

■「地域医療対策特別委員会」目的達成により終了！

地域医療対策特別委員会は、平成 28 年 10 月に、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき、市が新公立病院改革プランを策定するにあたり、小美玉市医療センターが果たすべき役割や機能、並びに市民にとって良質で適切な医療を提供するため最も効率的かつ効果的な病院運営のあり方について、市議会として市に提言を行うための調査・研究を目的に設置した委員会です。

当委員会では、これまで議論を重ね地域医療の視点に立った医療機能の継承、並びに市財政状況を勘案し、救急医療体制の維持など公立病院の機能を担うことを条件に、民設民営の民間移譲を選択すべきとの見解で全会一致により、市執行部へ小美玉市医療センターの存続を第一として公立病院の機能維持を条件とした民間移譲による病院存続及び病院運営を求めていくことを提言しました。

よって、市執行部においては今後も引き続き小美玉市医療センターの経営改革を進めるにあたり鋭意取り組むことを強く要望し、当委員会の調査・研究を終了しました。



◀小美玉市医療センター

■「議会改革推進特別委員会」当初の目的達成により終了！

議会改革推進特別委員会は、平成 27 年第 1 回定例会での小美玉市議会基本条例制定を受け、併せて、本条例の具現化を目指し、具体的運用に向けての調査・研究を目的とし、議員発議により設置した委員会です。

当委員会では



▲議会報告会の様子

- ・小美玉市議会報告会実施要綱（H 27 年 6 月 4 日）
- ・小美玉市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正（H 27 年 9 月 18 日）
- ・小美玉市議会自由討議実施要綱（H 28 年 3 月 1 日）
- ・小美玉市議会反問権実施要綱（H 28 年 3 月 1 日）
- ・小美玉市議会における災害時の対応に関する要綱（H 28 年 6 月 2 日）
- ・委員会における請願・陳情者の意見陳述実施要綱（H 28 年 6 月 2 日）
- ・小美玉市議会情報の公表及び提供に関する内規（H 29 年 3 月 2 日）
- ・小美玉市議会正副議長立候補所信表明申し合わせ事項（H 29 年 3 月 2 日）

等々、本条例の具体的運用に向けての調査・研究に取り組み、必要とされる要綱等の整備を段階的に進めて参りました。

そして、これらの整備完了に伴い、当初の目的は達成されたことから、当委員会での調査・研究を終了しました。

●豆知識

○常任委員会の任期

小美玉市は「委員会条例」第 3 条で 2 年と定めている。

○議会運営委員会の任期

常任委員会の任期と同様に 2 年。

○特別委員会の任期

委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
審査・調査が終了すれば消滅する。（「委員会条例」第 6 条）